

## 令和7年度一般会計繰入金算定要領

(趣旨)

第1 この要領は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第17条の2第1項及び第17条の3の規定、並びに「令和7年度の地方公営企業繰出金について」（令和7年4月1日 総財公第28号，総務副大臣通知。以下「通知」という。）により、旭川市病院事業の経費で一般会計が負担する経費及び補助する経費（令和7年度分）の算定について、必要な事項を定めるものとする。

(負担する経費)

第2 法第17条の2第1項の規定及び通知により、一般会計が負担する経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 救急医療の確保に要する経費
- (2) 保健衛生行政事務に要する経費
- (3) 病院の建設改良に要する経費
- (4) 精神医療に要する経費
- (5) 感染症医療に要する経費
- (6) リハビリテーション医療に要する経費
- (7) 小児医療に要する経費
- (8) 高度特殊医療に要する経費
- (9) 院内保育所の運営に要する経費
- (10) 江丹別診療所の運営に要する経費
- (11) 医師及び看護師等の研究研修に要する経費

(補助する経費)

第3 法第17条の3の規定及び通知により、一般会計が補助する経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費
- (2) 職員の児童手当に要する経費
- (3) 医師の派遣等に要する経費
- (4) 病院改革の推進に対する経費

(算定基準)

第4 第2の各号に掲げる経費について、一般会計が負担する金額の算定基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第1号の「救急医療の確保に要する経費」は、次に掲げる金額の合計額とする。

ア 実施のために空床を3床確保することによる収益の減少分に、運営に当たり収支不足が見込まれる場合に限り、その不足分を加算した額

イ 上川中部圏域病院群輪番制事業及び小児一次救急事業に係る負担金の額

(2) 第2号の「保健衛生行政事務に要する経費」は、次に掲げる金額の合計額とする。

ア 旭川市が行う母子保健事業に派遣する医師の年間給与費を、年間勤務時間で除したものに派遣時間を乗じた額

イ 旭川市が委嘱する学校医，嘱託医等の報酬相当額

- (3) 第3号の「病院の建設改良に要する経費」は、建設改良費及び企業債元利償還金の2分の1の額とする。ただし、平成14年度までに着手した事業に係る企業債元利償還金については、3分の2の額とする。
  - (4) 第4号の「精神医療に要する経費」は、精神医療の運営に必要な給与費、材料費、経費等の費用について、これに伴う収入をもって不足が見込まれる場合に限り、その不足額とする。
  - (5) 第5号の「感染症医療に要する経費」は、地方交付税(12月交付特別交付税)の感染症病床に係る算定額とする。
  - (6) 第6号の「リハビリテーション医療に要する経費」は、リハビリテーション医療の運営に必要な給与費、材料費、経費等の費用について、これに伴う収入をもって不足が見込まれる場合に限り、その不足額とする。
  - (7) 第7号の「小児医療に要する経費」は、小児医療の運営に必要な給与費、材料費、経費等の費用について、これに伴う収入をもって不足が見込まれる場合に限り、その不足額とする。
  - (8) 第8号の「高度特殊医療に要する経費」は、リニアック治療、腔内照射治療、無菌室治療、病理解剖及びロボット支援下手術の実施に必要な給与費、材料費、経費等の費用について、これらに伴う収入をもって不足が見込まれる場合に限り、その不足額とする。
  - (9) 第9号の「院内保育所の運営に要する経費」は、運営費用について、保育料収入及び北海道の運営補助金をもって不足が見込まれる場合の不足額とする。
  - (10) 第10号の「江丹別診療所の運営に要する経費」は、運営に当たり収支不足が見込まれる場合に限り、その不足額とする。
  - (11) 第11号の「医師及び看護師等の研究研修に要する経費」は、医師及び看護師等の研究研修に要する経費の2分の1の額とする。ただし、治験等に要する研究経費を除く。
- 2 第3の各号に掲げる経費について、一般会計が補助する金額の算定基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 第1号の「職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費」は、当該負担額とする。
  - (2) 第2号の「職員の児童手当に要する経費」は、次に掲げる経費の合計額とする。
    - ア 3歳に満たない児童に係る給付に要する経費の5分の3
    - イ 3歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童に係る給付に要する経費
  - (3) 第3号の「医師の派遣等に要する経費」は、医師の派遣に要する費用又は派遣を受けることに係る費用のうち、医師の人件費を除いた交通費及び宿泊費等の費用弁償分とする。
  - (4) 第4号の「病院改革の推進に対する経費」は、公立病院経営強化プランの実施状況の点検、評価及び公表に要する経費とする。

#### 附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。